

令和4年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和4年11月17日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 キャッスルきさい 1階多目的室 (埼玉県加須市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、朝田教育総務課長、木幡生涯学習課長、松原支援員(13人)

4 町民出席者 35人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一時立入りのバス立入受付やコールセンター受付などの運用が変更されるため、町民の皆さまにその内容をご説明し、町政全般についてご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、住民説明会を県内外11カ所で行い、町民の皆さまから様々なご質問やご意見、ご要望をいただいた。これを踏まえ、町議会に説明し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について了解をいただいた。国・県と協議を経て、8月30日、午前零時に避難指示解除を行った。

現在の特定復興再生拠点区域の除染の進捗率は、令和4年9月現在で、94%となっており、現在では約40名が町内のご自宅やアパート、駅西地区に整備された災害公営住宅で生活をしている。

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年10月に先行の25戸が完成し、18戸への入居が開始された。全体で86戸中50戸の登録が決定している。

ロータリー南エリア47戸については、世界情勢の大幅な変化や新型コロナウイルス等の影響により、資材調達に時間を要し、入居時期を変更せざるを得ない厳しい状況となっており、約7カ月遅れの令和6年5月入居予定となる。

また、駅西地区には令和5年2月の開設を目標に、診療所を建設中である。

3) 役場仮設庁舎については、8月27日に町内のJR双葉駅東側に新庁舎が完成し、開庁式を行い、9月5日から約100名の職員が業務を行っている。これまでのいわき事務所は、いわき支所として約30名の職員が業務を行っている。避難先の町民の方が不便にならないよう取り組んでいる。

4) 復興まちづくり計画については、今年6月に復興まちづくり計画(第三次)を策定した。解除後の戦略や中長期的な取り組みなど、復興まちづくり並びに町政の方向性を具体的に示すものである。

5) 特定復興再生拠点区域外 帰還困難区域への帰還意向調査については、内閣府と共同で、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域に土地又は建物を所有している方及びその方と同居されていた親族の方を対象に、帰還意向調査を実施した。これまで対象世帯の約47%の世帯の皆さまから回答があり、引き続き回答を受付している。集計結果等については今後も町広報紙などでお知らせしていく。

6) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地については羽鳥地区をはじめ他4地区において、保全管理が行われているところであり、本年は、下羽鳥地区において、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を作業受委託組織等が一時的に耕作する「管理耕作」が行われ、ブロッコリーが植付されたところ。

町では、令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業生産基盤の整備、多様な担い手の確保に取り組んでいく。

避難指示解除区域の農地除染については、除染の進捗率は令和4年9月末現在98%となっており、特定復興再生拠点区域外の農地についても引き続き除染を行うよう国に強く求めている。

7) 除染廃棄物の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入状況については、県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、2015(平成27年)3月の輸送開始から今年9月末までに約1,331万 m^3 が輸送されている。

また、中間貯蔵施設への搬入が進んだことにより、福島県内の仮置き場等については、1,372カ所であったが、そのうち1,330カ所の搬出が完了した。

環境省では、県内に仮置きされている帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入を令和3年度末までに概ね完了させたところであるが、現在は、主に特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和5年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明(中野住民生活課長)

○特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等について

7 懇談概要

(下長塚：男性)

特定復興再生拠点の解除に伴う固定資産税について、浪江にある田んぼは2分の1の固定資産税がかかっているが、今年になって100分の100の固定資産税になった。双葉町も解除区域になったので、いつから固定資産税がかかるのか。

宅地について、解除された区域は解体して更地になっている。その場合の地目についてどうするのか。

現在、所得が500万円以下の町民は、町県民税は免除されている。国民健康保険も免除されているが、いつから課税されるのか。

今現在、双葉町内の保全管理している農地について、令和7年度からはどのようにしていくのか。

(中里戸籍税務課長)

固定資産税、町県民税、健康保険税について説明させていただく。固定資産税について、帰還困難区域内の土地及び家屋に関しては、地方税法の規定で固定資産税は課さないものとする規定されている。現況については、その年の1月1日時点で現況が帰還困難区域か解除区域かで判断するので、今年度については令和4年1月1日時点となるので、特定復興再生拠点解除していなかったため、今年度については課税されない。解除になってからについては、地方税法の規定で、解除になって3年間は2分の1減額すると規定されているが、町の対応としては毎年、3月の議会で議決して減免する旨の条例を定めている。ですから、今の段階ではこうなりますとは申し上げられない。ただ、国の法律では、3年間2分の1と定められている。住民税と国民健康保険税についても全て同様で、健康保険税に関しても上位所得者の方、世帯合計所得が600万円を超えない方は、課税されないと規定されているが、それ以上の方や未申告の方は通常の課税をされると国の規定であるが、それに関しても、条例制定は町議会の議決を経ての話のため、今の段階で、こうなりますとはお答えできない。

次に、家屋の取り壊しに関しては、住宅用地の特例で、敷地の200平米までは6分の1、200平米を超える部分に関しては3分の1の固定資産税の軽減が受けられる。この特例について、東日本大震災による被災した家屋用地の特例として、令和8年度まで、据え置きとなっている。その先については未定。他の会場でも「家屋を壊したら、固定資産税が上がらないのか」と似たような質問があったが、解体すればその分、家屋の固定資産税が無くなるので、必ずしも、解体したから固定資産税が高くなるという話ではなく、もちろん将来的には軽減特例は無くなる見込みだが、解体したから高くなるということではありません。

更地を雑種地と評価するかということについては、現場を確認して、現況で課税をすることが原則で、現場を見て、余程地面がデコボコで家は建てられないということであれば、雑種地として課税可能性もあるが、震災前から住宅を建てられていた場所は、壊しても宅地で課税する見込み。課税は土地の評価に応じて値段が変わるので、町の方で雑種地にしてしまうと、皆さまの財産の価値を下げってしまうことにもなるので、その辺は、総合的に現況を確認して判断したい。

(相楽農業振興課長)

農地保全活動の令和7年度以降の対応については、只今、町内6地区の保全管理組合の皆さんで除染後の保全管理を行っているところです。8月30日に避難指示解除となり、保全管理期間が3年間なので、令和6年度までで終了となる。その中でも現在、下羽鳥ではブロッコリーを作付けしているが、そのような受委託組織、具体的にはJAですが、引き受けできるのであれば管理耕作という形になるが、町主導ではなくて地元の皆さんと話し合い、新たな担い手の方を呼んで耕作してもらうような管理耕作ということになる。現時点では地元の皆さんとの話し合いが進んでいないので、今後地元の皆さんとの話し合いを基本としてこのような話になっていくのかと思う。

拠点外の農地の除染については、町としては、全域の除染というスタンスは変わりなく、引き続き全域除染を要望していく。

(下長塚：男性)

税金についてですが、来年の4月からはまだ分からないということか。

(中里戸籍税務課長)

令和4年度についてはかからないですが、令和5年度分は、条例制定には、議会の議決が必要でタイミング的には、来年の3月の議会でご相談させていただいて、決めるということになる。期間がなく申し訳ないが、未定としかお答えできない。決まりましたら、早めにホームページ等でお知らせしたい。

(下長塚：男性)

区域外の農地の除染ですが、この前、加須市で環境省との話し合いがあり、農地は除染しますと回答いただいているので、町の方からも是非とも農地の除染、解除の要望をお願いしたい。

(新山：男性)

町政懇談会の趣旨を説明いただきたい。

(伊澤町長)

町政懇談会の趣旨は、町として復興の取組みや計画している事業や今後のことについて、皆さんの避難先に出向き、町民の皆さまに説明していくという趣旨である。

(新山：男性)

個人的に思うのは、一方通行で町民の訴えていることが本当に反映されているか、すごく疑問である。町外に避難して、心から訴えていることをもうちょっと町民ファーストで行政も対応してほしいと思って質問した。その辺はどうか。

(伊澤町長)

皆さんからいただいた意見、要望を、すべて達成できるものではない。いただいた要

望の中には、やらなくてははいけないと町として判断したものは、達成すべく取り組みをしている。中には個人的な要望で、そぐわない内容もあるので、町としては町民全般に町民の皆さんの利益に関わるものを優先的に考えており、それにそぐわない要望については必ずしもその限りではありません。

(新山：男性)

町長としての責務が「生命・身体・財産を守る」ということだが、本当に守られているのか。

(伊澤町長)

町民の皆さんの生命・財産に関しては、それを守るべく取り組んでいるものと考えている。

(新山：男性)

二つ目の質問ですが、震災で埼玉県に避難してきて、当時は伊澤議員として 20mSv で裁判し、その結果もあると思うが、今年 8 月避難指示解除になり 20mSv で解除されている。当時と今回の違いを説明願いたい。

(伊澤町長)

議員時代当時の話ですが、私が 20mSv 云々で裁判をした事実はない。私が関わったのは被災者の原子力損害の賠償にはかかわっておりますが、20mSv について裁判をした事実はないので、ご理解願いたい。

(新山：男性)

それは本当か、わかりました。

次の質問ですが、昔のことでいつとは分からないが、石熊で産業廃棄物処理場建設の話があり、当時の伊澤町長は反対をして結果的に処理場の建設は防げた。今回の中間貯蔵施設受け入れに対し、どういうふうに変えが変わったのか説明願いたい。

(伊澤町長)

石熊地内に建設予定だった産業廃棄物処分場・最終処分場だが、まずは民間の産業廃棄物処分場だったこと。最終処分場であること。そして、事業者の説明があまりにもずさんだったこと。いわゆる有害物質の環境汚染につながる可能性があり、将来的に前田川や農地の汚染、健康被害など容認できなかった。結果、最高裁で処分場を建設してはならないと判決が下り現在に至っている。中間貯蔵施設については、皆さんも埼玉県加須市に避難し、加須市にお世話になっている。福島県内 59 市町村の中で多くの自治体にお世話になっているというのは、現状である。そういった中で、福島第一原子力発電所の放射能で汚染された除去土壌、これは県内ほぼすべてと言っていいくらいに汚染した。福島県の復興、浜通りの復興、何より双葉町の復興を考えた時、その汚染されたものをどこかに集約するのは必要だろうと判断している。双葉町・大熊町に建設する理屈がないだろうと言う方もいる。しかしながら、中間貯蔵施設を建設しても良いと手を挙

げる自治体も見つかるというのは不可能だろうと。福島復興、放射能による風評被害、いろいろな差別、そういったものを払拭するための判断である。ベストな判断だとは思っていないが、どこかの処分場に集めて、復興がなされていくだろう、達成されるだろうと私自身は考えている。そういった中でいろいろな選択肢を考えたが、これは、大熊と双葉で受けざるを得ないだろうとの考えに至った。当然、中間貯蔵施設のエリアの皆さんには大変な思いでご協力をいただいている事実もある。その判断の是非については私から申し上げることではないと思うが、現在の福島の復興状況、更には県内1,330カ所の仮置き場にあったフレコンバック、それが未だに仮置き場にあったままではどうだったのか。双葉町、大熊町の町民がお世話になっている状況で、どうシミュレーションしても、どう判断したとしても、大熊、双葉で受けざるを得なかっただろうとされている。福島の風評被害がすべて無くなったとは言いきれないが、少しずつ福島の農産物、果物が通常の価格に戻ってきている。これは、双葉、大熊の地権者の皆さんのご理解とご協力があったからと確信している。これが正しい正しくないということではなく、今、我々は何をすべきか、双葉町としてどのように対応していくべきか、100%皆さんのご理解が得られたとは思っていないが、双葉町内の中間貯蔵施設の5平方キロメートルの私有地の90%以上の方に、ご理解を得て地上権・土地取得となっている。その数値は、皆さんにご理解いただけたものだと考えている。中間貯蔵施設が云々というより、この復興、更には被害をどれだけ減少させていくかという視点で判断した。

(新山：男性)

それは、個人的には町長だけの考えていることだと思う。なぜ、町民は解除になっても帰らないのか。放射能があるからではないのか。放射能が無くなって初めて復興と言えるのではないのか。それと、町長がよく言うのは、苦渋の選択とか言っているが、放射能漏れとか100%汚染は一切ないのか。

旧役場の目と鼻の先くらいの場所に中間貯蔵施設がある。そのような状況で解除とはならないと思うが、本当に住民から同意を得られたのか、本当にあやふやに受ける。本当に安心・安全だと思っているのか。

(伊澤町長)

その考えは、私の考え方はどうしても相違って、溝は埋められないと思う。

特定復興再生拠点の555ヘクタールは、平均値で空間線量率0.44 μ Sv/h。避難指示解除要件の20mSvは、空間線量率にすると3.8 μ Sv/h、数値としてはだいぶ減少している。特に整備をしている駅西については、目標値である0.23 μ Sv/hをクリアしている数値となっている。皆さんに戻って来てもらうには、我々が戻っているのが絶対条件だと考えているし、戻ってきた人が不安になったり、健康被害があってはならないと思って、町としてはこの空間線量率を公表し、その状態で、戻って来てもいいという方に戻って来てもらうこととしている。戻ってから健康被害等のトラブルが無いよう、長崎大

学と協定締結して専門の先生に役場に常駐していただき、心のケアも含めて対応できるよう取り組んでいる。先ほど、町長一人の考えだとのお話ですが、もし私一人の判断で中間貯蔵施設が建設されたというのであれば、地権者 90%の皆さんの理解を得たと、当然協力していただき理解を得ていると判断しているので、私一人の考えだとは思っていない。

(新山：男性)

今後、私たちの頭にあるのは放射能なので、すぐに結果が出るわけではない。何年か後に出た場合、誰が責任を負うのか。個人的に自己責任で戻るわけだから、後で何かあったら関係ないよとならないように今後、町民はなぜ帰還できないのか、そういうことも考えてほしい。

(伊澤町長)

町民の皆さまのことを考えてということですが、町として町民の皆さまに帰還を強制したことはない。皆さんに帰還に関する情報を提供し、理解・納得して戻って来てもらいたいと考えているわけで、町の存続や戻る人たちのための取り組みに責任があると思っている。戻る人たちがいなければ、双葉町の存続もあり得ない。町の存続が無ければ、高速道路の無料化や医療費の減免がどのようになるかは、考えただけでも首筋が寒くなる状況になるのではないかと私は思っている。戻らない人が悪いとか、戻った人が偉いとかではなく、戻りたい人が戻っていただければいいし、まだ不安だという方は避難先に居ていただいていい。いろいろな取り組みをすることによって町民の理解が進めば帰還が進むだろうと考える。

今、町として取り組んでいる中野地区の復興産業拠点、24社と立地協定を結び雇用の創出につないでいる。働いて戻って生活をするという方が、必ずいるだろうと思っている。必ずしも戻るためだけの取り組みだけでなく、戻る人の生活基盤の整備について町として取り組んでいるので、戻る、戻らないは、皆さんの自由な判断で良いと思っている。

～約8分間の休憩～

(下条：男性)

宅地に関して、雑草対策のために除草剤を貰ったが足りなくて自分で買って撒いたりしたが、草が生えている場所と除草してきれいになっているところがある。草が生い茂っている場所を何とかできないか。家があったときは東電にお願いできたが、解体したら東電ではやってくれない。イノシシ等の対策もやってもらっているが、その辺の考えを聞きたい。

(伊澤町長)

この件は、他の場所でも質問を受けている。更地になった宅地の除草については、年

1 回、町では除草剤の補助をしているが、それでは足りない。私自身も実感している。個人の財産なので戻れる方はご自身でやっていただければありがたいが、全国各地に避難しているの、なかなか戻ることが叶わない方もいる。11 年も経って解除になったことによる弊害が多いと思っており、これに関しては、国の指示で避難していたわけなので、国に支援を求めているが、まだはっきりとした結果は出ていない。はっきりとした結果が出るように今年度中にも要望をするし、遅くとも来年度には要望活動をしたい。

(郡山：男性)

まず一つ目は、8 月 30 日に特定復興再生拠点解除になり、それ以降、双葉町の動きが止まっているように思える。今やらなくてはいけない事を町長から教えていただきたい。

二つ目は、原発事故損害賠償中間指針の見直しがされると聞いている。この関連で、双葉町としてはどのような要求を出しているのか。審議会に被災者を入れるよう要望してきたと思う。このことについて、動き出したがどのように取り組んでいくのか。ぜひ、委員に被災者を入れて、被災者の意見を聞いていただくよう取り組みをお願いしたい。

三つ目は、避難解除に伴い、減免や免除になっているものがあるが、今後のことについて、現在分かっているものだけでも教えていただきたい。

四つ目は、個人的に町長に伺いたい、先日 F N S 系列で「福島県双葉町未来の設計図」という番組が放映された。その中で事務引継ぎの話が出まして、町長はもちろん引継ぎは出来ませんが、私からも引継ぎは受けていないと話されていたのですが、文書を作って、総務課長の立ち合いの下、説明を十分にしたつもりでいたが、私からの引継ぎも何もなかったと言っているが、どう感じているのか。

(伊澤町長)

解除後の動きについては、広報やHPなどでお知らせしているが、駅西住宅の遅延について、半導体不足や資材搬入の滞り等により遅れている、待っていただいている駅西住宅の早期整備、これはやっていかなければならないし、来年中に災害公営住宅等を完成させる。その目標でやってきたが、それが叶わない。今ある資材で出来る住宅から整備している。何もしないのではなく、今できることから取り組んでいる。

今後の帰還困難区域については、国から周知のとおり、帰還希望者を優先して除染を始める。町の意見としては、一貫して双葉町全域の除染を訴えている。ただ、これは国が決めたやり方なので、決められたやり方の中で最大限の効果を発揮するように取り組んでいかなければならない。国のやり方が正しいとは思っていないが、町のやり方も正しいかわからない。お互いの妥協点を見つけながら、やっていくしかないと思う。

二つ目は、中間指針の見直し、これは被災者の気持ちに寄り添っていないと思うし、

町としても毎年申し入れしている。全国的にも、裁判で勝訴を勝ち取っている。このことを被災者全体に広がるよう取り組んでいく。

三つ目は、特定復興拠点解除後の医療費一部負担金免除等について、予算の関係上1年ずつ延長している状況、国には先に避難指示解除された区域は、解除から10年間免除になっているので、双葉町も解除から10年間は免除するように申し入れしている。

四つ目は、引継ぎについては明確な書類が残っていない。申し送りしたなら、証拠となるものが残っていない。引継ぎをしたのなら、明確な書類が残ってはいなくてはならない。その考えからいくと、行政の考えでは引き継いでいないと答えました。その部分で、齟齬があったのなら、申し訳ないと思う。

(郡山：男性)

中間指針関連のことで再質問だが、以前から申し入れしていることは、分かっている。今回は、町村会とか町独自で申し入れしているのか。今後になるかもしれないが、ぜひ、お願いしたい。

TV放映の件は、放映での印象は全然違う。確かに書類に判子は押しはしなかったが、引継ぎという事実はさせていただいたつもりである。時間がない中、その時の重要課題、引継ぎ事項…全部で6項目でしたが、文書構成は総務課長とあわせて作らないといけなかったが、そういう状況でしたので、そのところは考慮願いたい。だからTV放映の印象は全然違っている。

(伊澤町長)

原賠審の件は、町としてもやっている。もちろん町村会でも入れてもらっている。ただ、県の方は確認してなくわからないので、確認する。非常に重要な問題で、被災者代表の方が入っていないのは、不思議な事ですが、これは当初から入っていなかった。その点は、原賠審の汚点なのかと思う。もし被災者代表を入れて、これまでのことが覆ることの恐れ、勝手に思っているが、原賠審はそれを恐れているのだと、私は感じている。これまでの会長にそれぞれ申し入れしている。2代目3代目に関しては、被災者代表の件はスルーされているような感じを受ける。原賠審の視察があった際、私たちに「精神的苦痛の賠償金を出しすぎとの意見もある」と言われたこともあった。その時の議長は佐々木さんでしたが、怒り心頭で強硬に否定した。それでも、指針の見直しは考えていないとの回答だった。非常に日本の法治国家の対応として、まずいのではないかと思っている。

(郡山：男性)

これまでの話を聞いて、これは「井戸川 対 町長」ではなくて、お互い協力して、町民のために戦わないといけないと思いました。引継ぎの件ですが、町長は出来ない。これをやるのは、私の時は総務課長でした。町長就任後、少し時間をおいて、岩本前町長

と私は同席をして引継ぎを行いました。そして、同じ場所で判子をつけて、お互い文書の確認をしました。その様な時間は当時、伊澤町長にはなかったと思う。私も副町長に、公の引継ぎ文書を渡していません。私は出来ません。こういうものは事務方がやらないと出来ない。副町長はやったと言っているが、私がやっていないので、出来るはずがない。従って、伊澤町長のいうとおり、正式な引継ぎは行われていません。これは事務方の怠慢で、中身は町の財産とか書かれているのです。これを町長は作成できない。したがって、副町長も作成しようがない。今からでも遅くはないので、やるべきだと思う。

質問事項がいっぱいあるので、読み上げますが、まず、懇談会のやり方を改善していただけないか。町長が来なくても、役場の中で、町民と対話するチームをつくっていただけないか。常設的に、各避難先を回って、円卓を囲んで意見を聞いてもらいたい。このような対立的な懇談会では町民は本音を言えない。怖くて言えなかったとか、わからなくて言えなかった、というのが本当のところ。町政懇談会はこれでいいが、ぜひ普通の町民懇談会をやっていただきたい。

賠償の話になるが、半年過ぎると10万円の賠償が5万円になる事は、事故前からのシナリオだった。早速半年過ぎたら、5万円と言ってきたが、当時私が大騒ぎして、10万円が続いた。だから、このようなことを力を合わせて町民のために何をするべきか原点に戻るべき。この原発事故は嘘だらけで、20mSvについて2.3 μ Sv/h なんとか言っていたが。

(伊澤町長)

20mSvは3.8 μ Sv/hになる。

(郡山：男性)

3.8 μ Sv/hなんてありえないから、後ろにいる国が語らせているだけであって、そもそも後ろにいる国の組織は、内閣府被災者生活支援チームというのは、法的組織ではない。どの法にも定められていない。だから勝手なことが出来る。避難指示解除も彼らがしているが、避難解除基準の20mSvも事故当初から作られた作文なので、そういうところで、町民の代弁者である町が、国の代弁者になって、町民に言い聞かせるという風になっている。本来の地方自治とは反対のことをやっているように見えるので、改めてもらいたい。緊急事態で、町民の皆さまが戸惑っているのだから、それに対して対話をする。いわゆるステーキホルダーミーティングを大至急すべきである。国のやり方は狡猾でいろいろな嘘をついているか言い切れない。そこでちょっとメモを取ってほしいのは、一つ、災害対策基本法第5条についてどのように考えているのか。

二つ、原子力災害対策特別措置法23条についてどのように考えているのか。双葉町災害対策本部長は、平成24年3月7日にここにいる平岩副町長と一緒に、原発事故現場に入った。前の年、野田総理が事故終息宣言をした。とても物理的に考えられないと思ひ、現場に入った。その時対応したのが、小森常務と高橋所長が対応した。私は「事故

の終息はしていますか」と尋ねたら、彼は「していません」と答えた。災害対策本部長として、安全確保協定に基づいて検査に職権で入った。双葉町に対して「していません」と答えた。何回も言うが、内閣府原子力被災者生活支援チームとは法的に何も根拠がない。なぜ、これに従わなければならないのか。法治国家である日本が、なぜ福島県が放置しているのか。不思議でならない。双葉町は3月11日の原災法第10条通報があったときに、原子力防災専門官からオフサイトセンターに参集のシグナルがなければならなかった。防災訓練でやっていたはずだが。当時の課長にも聞いたが、「ありませんでした」と答えている。このときから、双葉町は合同対策委員会に参加させられず今日まで来ている。国と対話をさせてもらえない双葉町が、一方的にお願いしてもダメ。双葉町の権利を主張して、国にやらせない。国がやらないからって、町民に説明するようでは、役場として機能不全になっている。町長にはその辺しっかり自覚してもらいたい。町の説明を黙って聞いていると、「国の方では」という言い方が盛んに出ているが、それはそれでいいが、町は中間貯蔵施設でさっき言った災害対策基本法第5条に基づいて、町民の意見を聞かなければならない。

もう一つ、中間貯蔵施設について、伊澤町長の見解と私は捉えたが、町の見解とするのなら、双葉町は5号機6号機がある。そこから放射性物質は放出していない。双葉町は加害者ではない。双葉町が責任者みたいに伊澤町長が誤解しているようだが、これは改めてもらいたい。双葉町は被害者である。加害者に入るのは大熊町です。私たちは貰い火、貰い火事、だから「何とかしろ」という立場になる。双葉町の損害は私が思うに100年の時間と20兆の損害と見積もっている。あながち嘘ではないと思う。発電所の解体・撤去は、現段階での技術力では到底出来ない。この前の事故で1号機の炉が宙づりになっていると、専門家の方が話ししているが、あれは横に伸びる配管で保っているだろうと、本体そのものは宙に浮いているだろうと話をしている。あれが支えられなくなり、配管が破断した時、町としてどうするべきか、どのように避難すべきか住民生活課長は考えておかなければならないと私は思う。

最後になるが、JCO臨界事故のことを考えてほしい。この時は、最初税金を使って対応したが、最後はJCOが全額負担した。企業が全額支払いとなった。これは汚染者負担の原則というものがあるから、日本では厳格な法律となっているので、調べてみてほしい。その中でいけば、中間貯蔵施設も除染もすべて東電の責任。環境省は職場をいい加減ごまかして作った。このどさくさに紛れ込んで職場を作った。もちろん東電では出来ないので、現在は環境省で行っているが、環境省が町民に強制する立場にはない。責任者は経済産業省だから。環境省はいい加減、町民を騙すのはやめてほしい。

最後に、平成23年に東京電力の清水正孝社長が国に借金を申し入れた。海江田経済産業大臣が条件を付して借金をすることを認めた。その条件の中に、賠償の支払いに関して期限を設けたり制限をすることは罷成らぬまかりなというのがある。これは、町として

も町民としても共有していただきたい。制限してはいけないと清水社長は応諾した。認めたのである。だから、東電が賠償を打ち切ったから貰えないんだと町民の皆さんは思わないでください。騙されている。限度は設けないと言っているから、町もこれを使って原賠審に訴えて、原賠審を正しい組織にしていきたい。今の原賠審は東電の利権に絡んだ機能不全な組織でしかない。これからは、町民一体となって敵対関係も設けずに共有する問題に取り組むべきだと提言する。

(伊澤町長)

提言をいただきましたので、持ち帰り検討させていただく。

閉会（閉会時間 12 時 00 分）